

<役員報酬基準>

学校法人洗足学園 役員報酬及び退職慰労金に関する規程

改正 2020年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人洗足学園(以下「学園」という。)の理事及び監事(以下「役員」という。)の役員報酬その他の事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、学園の常勤及び非常勤の役員に適用する。

第2章 役員報酬

(役員報酬の決定)

第3条 役員報酬の予算総額は、会計予算案とともに評議員会に諮り、理事会において決定する。

- 2 役員毎の個別の役員報酬月額、前項の予算総額の範囲内において、別表1の号俸により報酬委員会で決定する。
- 3 前項の報酬月額その他、監事に対して理事会及び評議員会への出席など会議体の業務について、別表2に定める額を支給する。

(役員報酬の表示)

第4条 役員報酬は原則として、役員報酬として表示するものとし、職務給などの区別は設けない。

- 2 教職員兼務役員の報酬は、役員報酬と教職員給与に区分して支給する。

(通勤費)

第5条 役員通勤費は、所得税非課税措置の範囲内で、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

- 2 前項に関わらず、乗用車による送迎を行う役員に対しては、通勤費は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 第3条第2項及び前条の報酬の支給時期は、毎月25日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払う)とする。

- 2 第3条第3項の報酬は、5月に前期分を、3月に後期分を支給する。
- 3 役員報酬は現金により本人に支給する。ただし、第3条第2項及び前条の報酬については、本人の同意を得れば、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(出張旅費)

第7条 役員が法人業務のために宿泊を伴う出張をする場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第3章 役員の退職慰労金

(退職慰労金の決定)

第8条 役員の退職に際し、その役員としての在任期間中、顕著な功労が認められた場合には、退職慰労金を支給することができる。

- 2 退職慰労金の支給の可否については、理事会で決定する。
- 3 退職慰労金の支給額については、次の基準により報酬委員会で決定する。
- 4 退職慰労金の支給額は、退任時の最終報酬月額に在任年数(端数が生じた場合は1年に切り上げるものとする)及び功績倍率(原則として1.0倍とする)を乗じて算出する。
- 5 役員としての通算期間が10年以上でかつ事業活動収入への貢献等、在任中特に顕著な功績を挙げた退職役員に対しては、前項の功績倍率を加算することができる。なお、加算倍率については、理事会の意見を聴いた上で、報酬委員会で決定する。

(死亡による退職)

第9条 役員が在職中死亡した場合は、この退職慰労金の他に弔慰金を支給することができる。

- 2 弔慰金の支給の可否については理事会で決定する。
- 3 弔意金の支給額については、最終報酬月額の6倍を上限として理事会で決定する。

(退職慰労金の支払い及び債務の償還)

第10条 退職慰労金は死亡の場合を除き、完全に引継ぎを完了しかつ学園に対して本人の負担すべき債務のある場合には、その負債を返済したのに対し、以後6ヶ月以内に一時金として支払うことを原則とする。

- 2 前項の場合、本人の負担すべき債務のある場合には、学園は退職慰労金をもってその債務の償還に充当することができる。

(支給方法)

第11条 退職慰労金及び弔慰金は、退職役員に現金により支給する。ただし、退職慰労金については、本人の同意を得れば、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

第4章 報酬委員会

(報酬委員会)

第12条 報酬委員会は、客観性をもって役員の個別の報酬支給額を決定する。

- 2 本委員会、理事会において退職慰労金の支給対象となった役員への支給額を決定する。

(委員会の構成)

第13条 本委員会の委員長は学園の外部理事(私立学校法第38条第5項により選出の理事)がその任にあたり、委員は外部監事(同項により選出の監事)1名及び職員2名の3名で構成する。

2 本委員会の委員長及び委員は、理事会で決定する。

(議事録)

第14条 本委員会の議事進行の過程及び決定事項は、議事録に記録する。

第5章 その他

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項は、その都度理事会で決定する。

(事務の所管)

第16条 この規程に関する事務は、法人本部人事が所管する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

【附 則】

第1条 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

第2条 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

第3条 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

第4条 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

第5条 この規程の改正は、2019年3月23日から施行する。

第6条 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。